

2 北島遺跡の線刻をもつ紡錘車について

はじめに

今回の調査では、線刻をもつ石製の紡錘車が2点出土している。ここではこの2点について、少し検討してみたいと思う。

はじめに実測図について付言しておきたい。断面形が台形を呈するものについては、民俗例などから紡錘車の広い面を、紡いだ糸を巻き取る側の面(=上面)とすることが多いとされている。そこで実測図を描く場合も、広い面を上にした逆台形で表現することが一般的になるつつある。

しかし、今回検出された線刻をもつ紡錘車は、2点とも側面にも線刻が施されている。断面が台形を呈する紡錘車の側面に線刻を行う場合、おそらくは小さい方の面を上にした状態(=正台形)で線刻したのではないと思われる。その場合、この線刻をみるにも同様であったのではなかろうか。

糸を紡ぐというのが本来の目的である以上、紡錘車が使用される状態にして実測するべきとも思われるが、線刻を行うにはそれなりの意味があったと考えられ、そちらに重きを置いて正台形で表現することとした。

そしてこの2点の実測図について正台形のかたちで図化する方針としたため、今回の発掘調査で検出されたすべて紡錘車は、線刻の有無に関わらずこれに合わせることにした。

そこで、文中での説明の便宜上、小さい方の面を上面、大きい方の面を下面と表現することにした。

なお本項の記述が、本文中の事実記載と重複することもあるが、敢えてそのままとした。ここで2点の紡錘車について記述するための都合上、本文中に掲載した実測図をここでも掲載し、記述のために必要な箇所にはA・B・C……とアルファベットを振った。

(1) 北島遺跡の線刻をもつ紡錘車

今回の調査で、線刻を有する紡錘車が出土したのは、ともに第14地点の住居跡である。1つはS J 46(1・

2)、今1つはS J 59(3・4図)からの出土である。以下に個別の記述をしていきたい。

a 第46号住居跡出土例

S J 46の長径×短径×深さは4.19×2.94×0.22mである。東カマドで、カマド北側が丸みをもちながら0.7m程張り出している。この張り出している部分の小穴を貯蔵穴と推定した。

S J 46の紡錘車は、この貯蔵穴の西約35cm、床面直上からの出土である。

S J 46は遺存状況が悪く、出土した遺物もきわめて少数で、紡錘車以外には土師器環3点・甕1点、須恵器1点、鉄製刀子1点が出土したのみである。9世紀中頃と考えられる。

紡錘車は、上径3.2cm・下径4.3cm・厚さ1.2cm・孔径0.7cm、重さ37.1gを測る。滑石製で、若干剥離した箇所があるがほぼ完形。使用痕として、明瞭なものは認められない。

上面・下面・側面ともに線刻が施されている。下面の線刻は鮮明であるが、上面はやや不鮮明である。側面は、他の面よりは磨滅しており、線刻が不鮮明である。

上面・下面は滑らかである。側面も比較的滑らかではあるものの、横方向に磨ったような細かい線が多数みられる。側面を面取りした際の調整痕であろうか。

のちほど紹介するS J 59の紡錘車は線刻は磨滅が激しく、使用された痕跡であると思われるのに対し、本例は線刻が比較的明瞭に残っている。S J 46例が滑石製、S J 59例が蛇紋岩製という石材の違いと、使用頻度の違いによるものであろうか。

本例の上面には軸孔を中心として、先端部に丸味をもった8枚の花弁が描かれている。線刻自体は雑で、花弁は大きさや形もまちまちに描かれ、全体的に緻密さに欠ける。一見、走り描きしたかのように、時計回りで描き送っている。

この花は意匠として、何の花を描いたものであるかは判断できず、不明である。

下面も、軸孔を中心として花が描かれている。各部位の正否はともかくとして、花卉が外側と内側の2重に線刻されているように見受けられる。外側に描かれている花卉は、1枚1枚の区別が明確ではない。そのため花卉の数え方にもよるが、15枚程が描かれていると思われる。これらの花卉は先端部が尖り、斜線部の膨らんだ三角形に近い形状を呈している。

内側には、8枚の花弁らしきものが描かれている。この花卉は全体的に丸味をもっており、楕円形に近い。

上面の線刻に比べ、下面は線刻自体のブレも小さく、意匠全体のバランスも整っているといえる。上面の雑

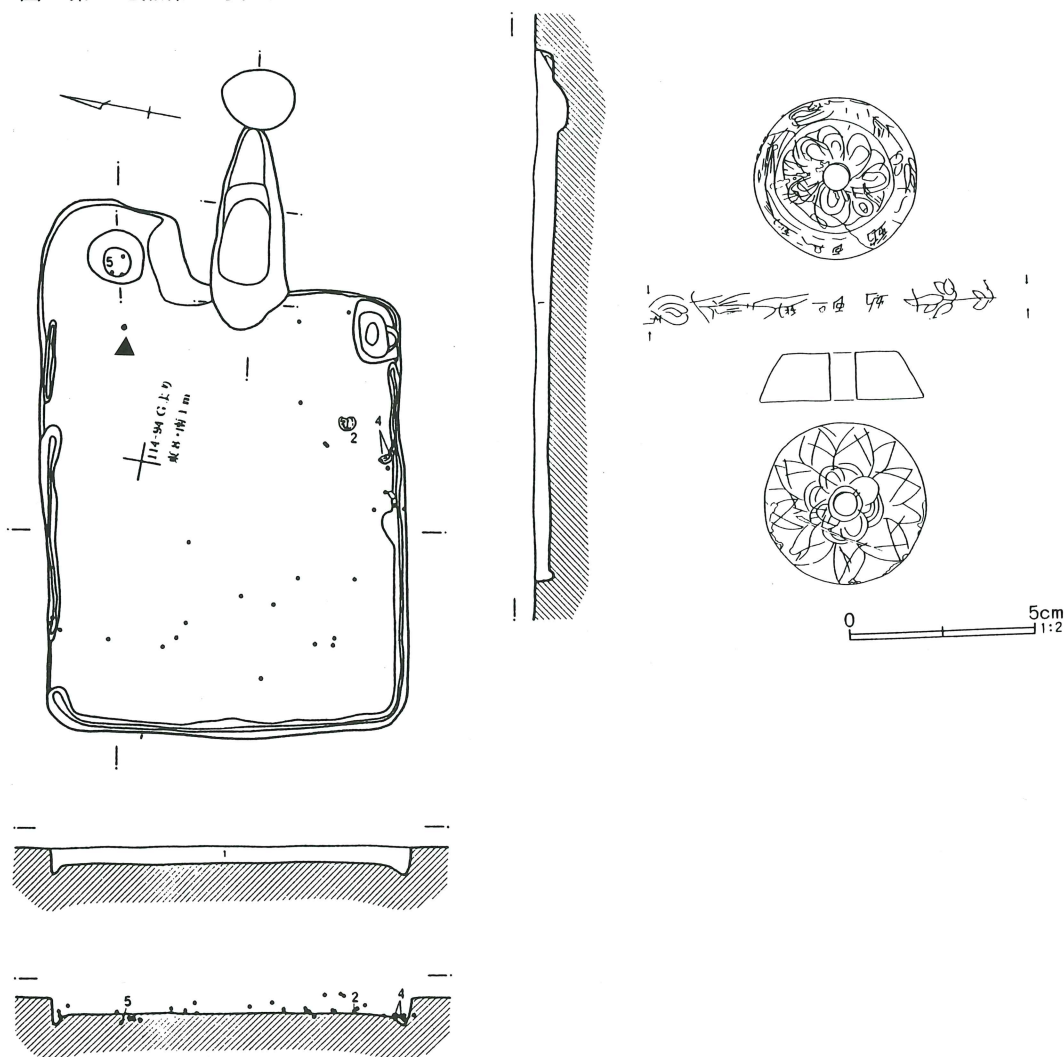
さに比べ、下面は丁寧に線刻されている。

確証はないものの、下面の意匠は外側の花卉の形からみても、蓮を描いているのではなかろうか。その場合、外側が蓮の花弁であり、内側は心皮を表しているのであろうか。

しかし、そういった細かな点まで意識した意匠ではなく、大まかに「蓮」という花を表現しているのみであるのかも知れない。とにかく細かな部位まで意識してはいなくとも、蓮を描いている点については、可能性が高いと思われる。

「蓮」というと、1つのイメージとして仏教との関連

1図 第14地点第46号住居跡



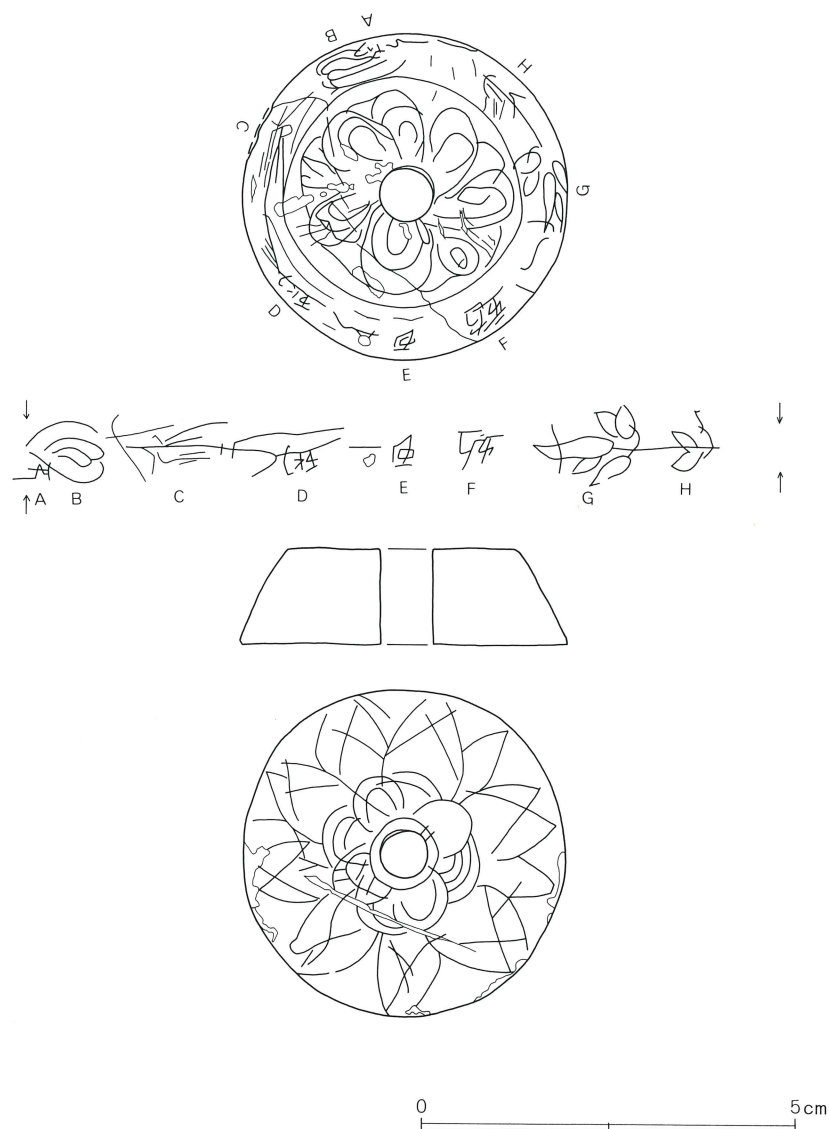
をまず思い浮かべることが多い。しかし調査し得た範囲においては、本例を出土した住居跡の規模・形状などの内容や出土遺物には、これといった特徴はなく、仏教を想起させるような痕跡は観られなかった。

下面が蓮を描いているとしたら、上面でも何か特定の種類の花を描いているのであろうか。それとも、とくに種類にこだわることなく、ごく大雑把に「花」として描いているのみであらうか。

側面は表面の磨滅のため、線刻は上面・下面に比べ不明瞭である。紡錘車（2図）の側面を左から順に観察してみたい。但しこの側面図は、側面全体に線刻されているものを、空白部分で便宜上切って図化したものであり、このこと自体には意味はない。側面としては一連のものである。

側面図の左端では、下面側に記号状の線刻（A）がみられるが、具体的な意味は不明である。そのすぐ右側

2図 第14地点第46号住居跡出土紡錘車



には左側がやや尖った楕円形の線刻(B)がみられる。

この形状から花卉を表現しているようにも思われるが、これが1枚の花弁であるか、または1輪の花であるのかまでは判断できない。次いでその右側には、横方向に延びる線刻(C)がある。

この横長の線刻の、右端付近に重複するようにして記号状の線刻(D)がみられる。あるいは、この部分は横長の線刻の一部分を構成しているのであろうか。

この右側には、記号状のものが2箇所、それぞれ独立したかたちで線刻されている。左側のもの(E)については、一見「風」または「虫」のような印象さえ受ける線刻である。右側のもの(F)については、他の線刻と同様に意味不明といわざるを得ない。

そしてこの右側の線刻は、植物を横方向にし、左側を植物の上側として描いたものと推定される。まず左端に花または花卉(G)を入れ、次いでその右方向には茎を描く。途中茎からは、葉または花が伸びているような表現(H)がみられる。

この意匠から考えると、側面図の左端に描かれてる横長の線刻(B～CまたはD)も、左側を上にして植物を表現している可能性が考えられる。その場合Bは花卉、Cは茎および葉の部分に相当するのであろうか。

B～CまたはDの部分とG～Hの部分がともにも植物を描いているとすれば、側面には植物が2箇所線刻されていることになる。この実測図では、植物同士は離れてしまっているが実際には並んでおり、この植物に挟まれるようにして記号状の線刻E・Fが行われていることになる。

因みに、この「植物」の描き方からみて、側面の線刻は左から右へ反時計回りに線刻されたものと推定される。

本例は上面と下面に花が1点ずつ線刻されている。そして側面には、花だけではなく茎や葉と推定される部分もみられ、1本の植物全体が表現されている線刻が、1ないし2箇所観察される。

従ってこの紡錘車は、記号状の線刻については不明であるものの、上面・下面・側面に植物が3ないし4箇所

所描かれていることになる可能性が高いといえよう。

b 第59号住居跡出土例

S J 59の長径×短径×深さは $5.59 \times 4.31 \times 0.15$ mのやや方形に近い隅丸長方形を呈する。北と東の2箇所にカマドが検出されている。規模的にはS J 46よりも一回り大きいといえる。

S J 59は、今回の調査で検出された住居跡のうちでは比較的遺存度が良好な部類に入り、出土した遺物も石製紡錘車のほかに土師器坏4点・甕4点、須恵器坏9点のほか、土錘1点、鉄製刀子2点、貝巢穴痕泥岩1点の総計22点が検出された。9世紀中頃と考えられる。紡錘車は床面直上から出土した。

線刻をもつ紡錘車は、上径4.4cm・下径5.1cm・厚さ1.2cm・孔径0.8cm、重さ67.1gを測る。蛇紋岩製で、部分的に剥離している箇所があるがほぼ完形である。

紡錘車は、上面と側面に線刻をもつが、下面にはないと思われる。S J 46の紡錘車に較べて表面の磨滅が激しいため線刻は不鮮明で、とくに上面の線刻はほとんど消えてしまった状態であると思われる。使用痕として明瞭なものは認められないが、線刻が摩滅しているという事実は、紡錘車としての機能を果たしていたことの傍証であるといえよう。

上面は、軸孔の周囲1cm程が円状に僅かにではあるが窪んでいる。便宜上、外側の部分を外周、内側の窪んでいる部分を内周と呼称することにする。

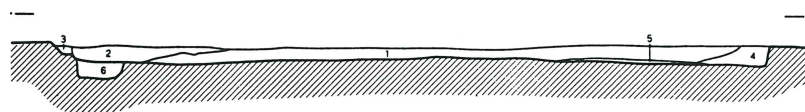
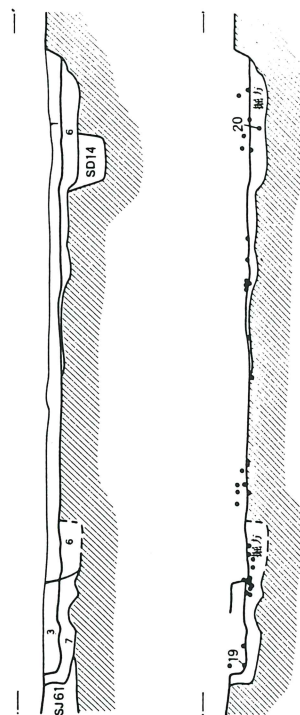
外周は、表面の痛みが最も激しい部分である。そのため不確かではあるものの、長さ6mm・幅2mm程のキズ状を呈する幅広の線が、不規則な規模・形状・配置で施されているように思われる。

このキズ状を呈する幅広の線(J)は、上面のものだけを観るならば人為的とは考えないであろうが、側面にも面を区画するように配されていることから、人為的な可能性を考えた。

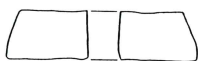
内周は、外周よりは表面の痛みが小さいものの、磨滅した線刻が部分的に残っているのみで、何が描かれているのかは不明である。

内周は、僅かではあるが凹面であるにもかかわらず

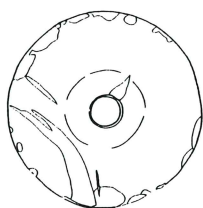
A hand-drawn site plan of the archaeological site of Saka. The plan shows a large rectangular enclosure with a thick wall. Inside the enclosure, there are several features: a central area labeled '108-98 G' with a crosshair; a small structure labeled 'カマド(1)' (Kamado 1) at the top; a larger structure labeled 'カマド(2)' (Kamado 2) at the bottom right; and a small structure labeled '19' at the bottom left. The site is surrounded by a road or path, with labels 'SD14' on the left and 'SJ61' at the bottom. A north arrow is located in the top left corner.



0 $L = 23.6 \text{ m}$ 2m



$\frac{Q_1}{r} = \frac{\lambda}{2\pi r}$



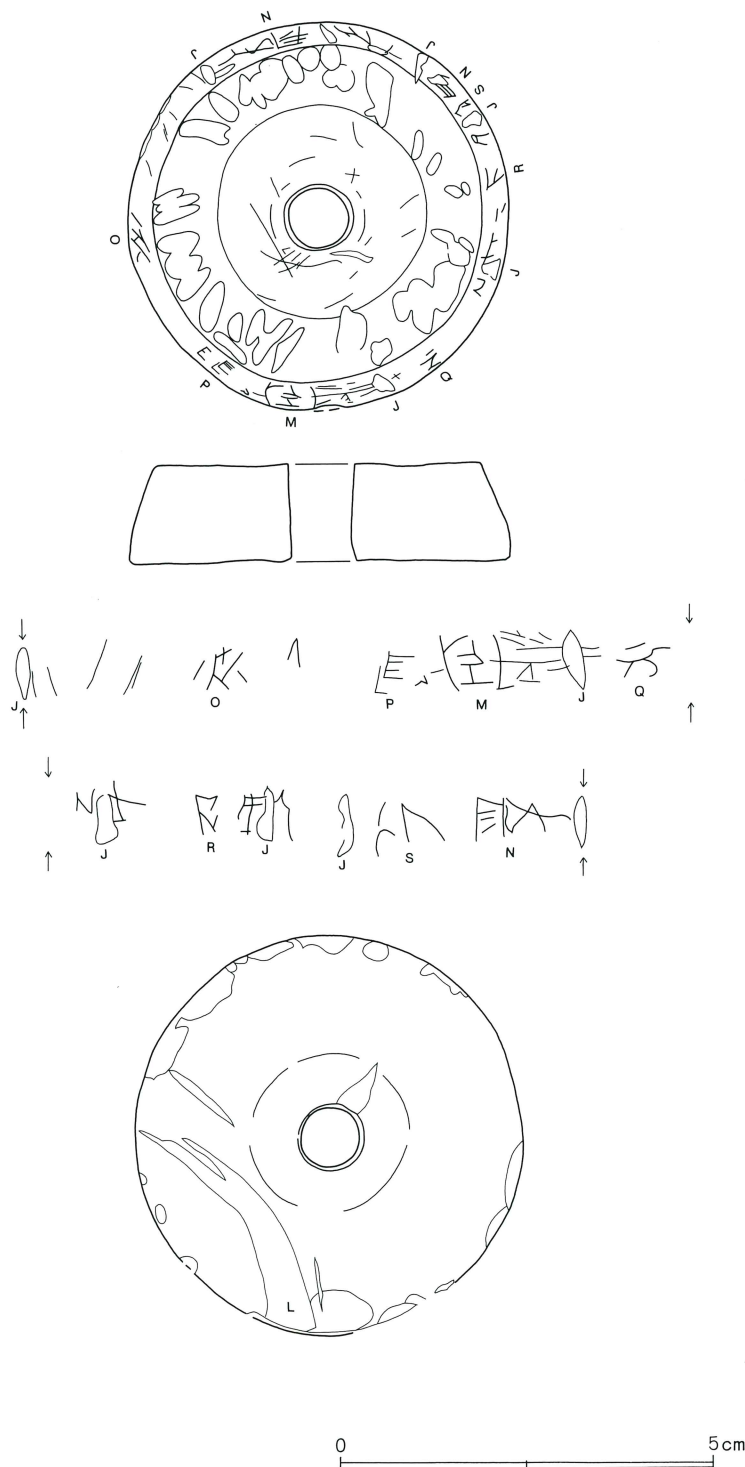
線刻が摩滅しているのは、ただ単に使用頻度が高かったためなのだろうか。

実測図で下面の左下に表現してある線(L)は、発掘調査時点で遺構確認をしている際についてしまったキズであり、線刻ではない。輪郭線近くの線は、表面が

剥離している部分である。また軸孔の周囲に表現されている円弧は、僅かに観られる稜線を意味する。

側面には、既に述べたように長さ6mm・幅2mm程の、キズ状を呈する幅広の線(J)が、垂直方向に6箇所観察される。この幅広の線は、円周上に均等に観られ

4 図 第14地点第59号住居跡出土紡錘車



るわけではなく、ほぼ半周分の中に納まっており、残りの半周には観られない。側面にみられるこの幅広の線は、上面のものよりは形状・間隔にも規則性があり、側面自体または線刻を画するために人為的に施されたものと思われる。

時期や地域は異なるが、参考例として埼玉県鴻巣市新屋敷遺跡D区から出土した線刻紡錘車の写真（大谷1997）を観ても、側面に放射状の線刻を行っており、側面を区画しているような印象を受ける。

S J 59出土紡錘車の側面にみられる線刻は、上面ほどではないが磨滅しており、失われてしまった箇所もあると思われる。本例における線刻は、1つの単位が横長に広がるものではなく、概ね1つ1つが独立していると思われる。しかし、これらが何を意識しているものであるのか。文字・記号・文様または絵であるのか判別できない。

実測図中の(M)は、国構え(口)をもつ文字のような形状であり、(N)についても「月」または「目」に近い形状である。しかし、これらは飽くまでも形状を一瞥しての印象であって、無論根拠をもったものではない。

(2) 紡錘車の使用痕について

紡錘車はその名の由来のごとく、糸に撚りを掛けるための弾み車である。その機能の性格上、使用の痕跡が残る部位と要因は以下のものが考えられる。

- 1：上面または下面
- 2：側面
- 3：軸孔の内面

1については、撚りを掛けた糸を巻き取る際に擦れることによって、上面または下面につく痕跡が考えられる。巻き取るものが糸という性格上、痕跡は残りにくと思われる。

2については、糸に撚りをかけるために指で紡錘車を回転させる際に生ずる指擦れによる痕跡が考えられる。

3については、紡錘車が回転することによって、芯

棒である紡茎と紡錘車の軸孔と擦れ合うために生じる痕跡を考えたものである。しかし、この他に痕跡として残り得るとすれば、紡茎を紡錘車に装着・離脱する際に擦れた痕が残ることが考えられる。

つまり、紡茎は紡茎自身と紡錘車、そして紡いだ糸の重量を支えるほか、繊維に撚りをかけるために紡錘車ごと回転をさせることからある程度、紡錘車との密着性が必要となる。そこで紡茎は、紡錘車の孔にねじり込むようにして装着するくらいにきついものであったと思われる。このことから、この時紡錘車の孔の内側につく痕跡は、横方向もしくは斜め方向に近いものが多いと考えられる。

これまでの検出事例からみて、鉄製紡錘車を除いて紡茎は木製であった可能性が高い。紡茎が装着されたままの状態で腐食した場合には、紡茎を装着する時についた痕跡、または紡錘車を使用することによって紡茎との擦れによって生じた痕跡が残っていることになる。また、紡錘車から紡茎を抜き取っていれば、抜き取り痕がみられることになる。きつい紡茎を、回転させながら抜き取っていれば横～斜め方向、そのまま抜き取っていれば縦方向の擦痕が残ることになる。

紡錘車のもつ機能の性格上、1～3ともに使用痕は残りにくく、使用痕であると明言できるものは少ない。

今回の調査で検出された2点の、線刻をもつ紡錘車について使用痕を観察してみたいと思う。

北島遺跡第14地点のS J 46出土例については、表面が光沢をもちきわめて滑らかで、明瞭に使用痕と指摘できる箇所がない。側面の下端部(＝下面側)が、他の部分に較べてより滑らかに思われたのは、垂らした紡錘車に回転を掛ける際の指擦れであろうか。

但し側面には、面取りする際の調整痕と思われる横方向の細かなキズが多数残っており、また線刻の残りも良い。紡錘車の使用による指擦れが少なかったと思われる。

上面・下面についても線刻の残りは良く、糸を巻き取ることによって線刻が不鮮明になっているといった状況はみられない。下面に較べ、上面が若干線刻が不

鮮明であるのは、糸を巻き取る面を示しているのであろうか。その場合、通常下面に巻き取ったといわれているのとは異なることにはなる。

本例の問題は別として、糸の巻き取り面がどちらであったのかという問題については、原則的には単に糸を巻き取るだけのことであり、その際に下面の方が面積が大きく、たくさんの糸を巻き取れるということである。紡錘車へ糸を巻き取りはじめる段階で、上面よりも下面の方が糸が面に触れる面積が広くなる、という点がそれほど大きな意味をもつのであろうか。多くの糸を巻き取ろうとするならば、軸棒に多く巻き付ければ問題はなく、紡錘車の上面なり下面の面積の差が巻き取る糸の量に大きく影響を及ぼしたとは思われない。民俗例では下面を使用していることが多いとはいえ、厳密に下面のみを使用したとはいえないのではなかろうか。

但し祭祀などにより、その紡錘車にただ単に糸に撚りをかけ、巻き取るという以外にも意味をもたせ、しかも上面なり下面を意図的に使用したり、また使用していなかったりした場合は、特定の面のみが使用されたことになる。

北島遺跡第14地点のS J 46・S J 59出土例はともに線刻をもっていることから、何らかの意味づけがあったと思われるが、その内容は不明で、使用面も明言するには至らなかった。

S J 46出土例の孔の内側は、不鮮明ではあるものの横～斜め方向の擦痕が観察された。木製の紡茎が腐食してなくなったと仮定して、この擦痕は紡茎を紡錘車に装着する際に、紡茎を回転させながら行った痕跡と推定される。

S J 59出土の紡錘車は、非常に不鮮明な線刻であり、内容はもちろん文様であるのか記号であるのか、あるいは文字であるのかすら分からない状態である。表面を観察してみると、現存している線刻が当時と同様の姿であるのかという点に疑問をもたざるを得ない。摩滅によって、本来の形状が失われている箇所も少なくあると思われる。この点については下面も同様で、

キズ状に見える線もあるいは線刻の名残であるのかも知れない。

S J 46の紡錘車も例外ではないが、S J 59例については摩滅によって失われている線の可能性を念頭に置いて、再度検討の必要性を感じる。

(3) 線刻の種類

a 線刻の実例 文様・記号・絵

紡錘車の線刻の種類としては以下のものが考えられるが、筆者の怠慢と準備不足のため集め得た資料がきわめて限られており、主なもののみをみていくことにする。紡錘車全般および線刻をもつ紡錘車に関しては、井上唯雄氏の収集された資料（井上1987・1996 a・b）に負うところ大であることを予め述べておきたい。

線刻の内容には以下の5種類が考えられる。

A：文様・装飾

B：記号

C：絵

D：文字

E：その他

統計を取った上でのことではなく、あくまでも印象でしかないが、紡錘車の大部分は線刻をもたず無紋である。線刻は例外的といって良いかも知れない。その数量的に限られた中で、線刻として最も多くみられるものは、Aの文様・装飾ではないだろうか。Aについては主なものとして、a：軸孔を中心として放射状に線刻を行うもの

(5図1～5)

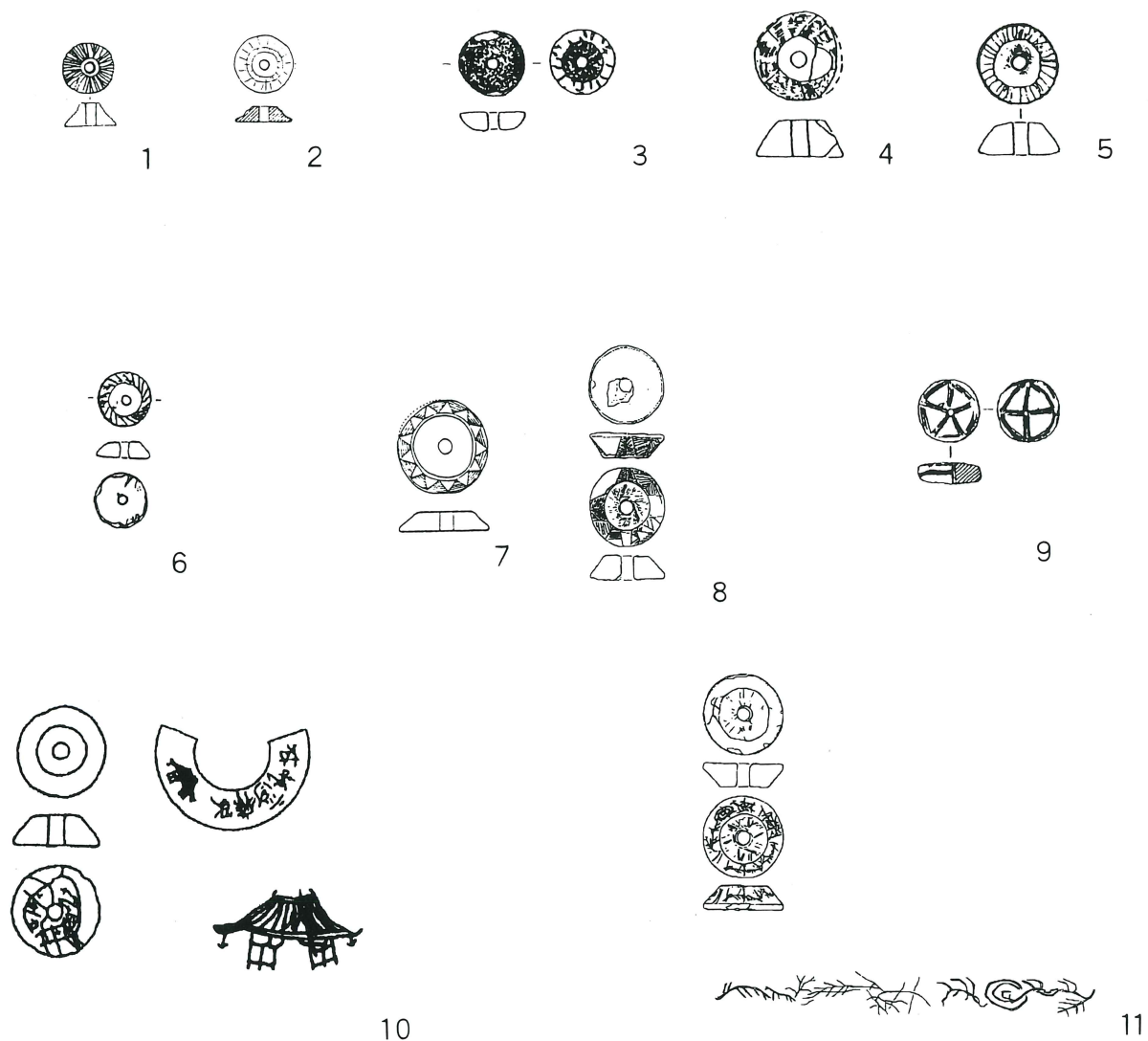
b：軸孔を中心としてラセン状に線刻を行うもの

(同図6)

c：幾何学的文様（同図7～9）

そしてこれらの文様は、紡錘車の上面または側面に施される例が多いといえる。

aの放射状の線刻については、5図（以下同じ）1（群馬県前橋市荒砥島原遺跡E区16号住／6世紀後半）のように細密に線刻されているものや、2（埼玉県児玉町後張遺跡99号住／6世紀中頃）・3（前橋市二



- 1 群馬県前橋市荒砥島原遺跡
- 2 児玉町後張遺跡
- 3 前橋市二之宮千足遺跡
- 4 群馬県吉井町川福遺跡
- 5 前橋市荒砥上川久保遺跡
- 6 吉井町羽田倉遺跡

- 7 東松山市駒堀遺跡
- 8 茨城県尾島貝塚祭祀跡
- 9 群馬県太田市庚塚・上雷遺跡
- 10 群馬県沼田市戸上諏訪遺跡
- 11 尾島貝塚祭祀跡

1・3～6・9・10は井上1996a・b、2
は立石1983、

7は栗原1974、11は人見1988から転載。

縮尺率は8・10・11は1／4、他は1／5。

之宮千足遺跡2区22号住／8世紀後半)のように少ない線数で大雑把に線刻されてのみであるもの、そして4のように側面に横方向の調整痕を残し、これに放射状の線刻を施したものもある。4(群馬県吉井町川福遺跡5号住／9世紀後半)にみられる側面の横方向の調整痕は、ある程度装飾的な意味合いも含まれているのであろうか。

さらに5(前橋市荒砥上川久保遺跡5区29住／6世紀前半)のように、線刻というよりも側面を細かく面取りするように削り込んで放射状の文様を造りだしている例がみられる。

bについては6(群馬県吉井町羽田倉遺跡69住／10世紀前半)が挙げられる。

cの幾何学的文様については鋸歯状の文様が代表的であると思われる。そして7(埼玉県東松山市駒堀遺跡10住／5世紀後半)のように、これに横線を組み合わせたものや、8(茨城県尾島貝塚祭祀跡遺跡39号墳)のように綾杉紋を充填した例が挙げられる。

また、土製ではあるが9(太田市庚塚・上雷遺跡1号住／4世紀代)のような例もみられる。

なお鋸歯紋の線刻されるのは、大部分が側面であると思われる。

これらの他に、上面ないし下面に、面取りの際の調整痕を装飾風に残していると思われるもの例も存在するとみられるが、ここでは具体的な資料を確認することはできなかった。

Bについては、何を以て記号とするかが不明確であるといわざるを得ない。あるいは文字として線刻されたものが、我々の目には記号風に映るために「記号」と判断してしまっている例もあるのでなかろうか。文字を崩したり、略して線刻している場合はより一層文字として判断できなくなるといえよう。

埴輪や須恵器環によくみられるヘラ記号のように、明瞭に記号としての意味をもたせているものか否かの根拠はきわめて弱いといわざるを得ない。

10(群馬県沼田市戸神諏訪遺跡A区47住)では文字や絵の線刻のほかに、「×」の線刻が認められるとされ

ている(井上1996b)。

S J 46例およびS J 59例も同様であるといえるかも知れない。前者のE・F(2図)の部分や、後者のM～S(同図)の部分は1つ1つが独立して線刻されており、形状から観て文様・装飾または絵とも思われない。可能性を消去法で考えるならば、記号または記号風であるが、やはりこのうちの幾つかについては文字の可能性が否定できない。

Cについては、A～Dの中で最も資料数が少ないのではなかろうか。井上唯雄氏の収集された多数の線刻をもつ紡錘車の資料の中でもただ1点のみしか得られていない。この資料(5図10)は戸神諏訪遺跡出土の石製紡錘車で、9世紀前半の住居跡から検出されたものである。側面と下面に多数の線刻がされており、「[有]と「×」が文字状に認められる」(井上1996b)とされている。絵は側面に描かれており、「寺線刻画」(井上 同)とされるものである。

ちなみにこの「寺線刻画」は、屋根の上部を紡錘車の上面(小さい方の面)に向けて描かれており、上面を上にした状態で線刻したと考えられる。

11(茨城県尾島貝塚祭祀跡遺跡58号墳／5世紀末)の側面には、幾つかの線刻の中に四脚動物が線刻されている。

またこれらの他に、前述した鴻巣市新屋敷遺跡D区では、5世紀末の古墳の周溝から出土した石製紡錘車に、放射紋・渦巻紋・木葉紋や人物と思われる線刻のほかに、鹿と推定される線刻が施されていた(報告書は1998年3月刊行予定)。管見で知り得た、絵の線刻された紡錘車の資料は残念ながら以上であった。

b 北島遺跡例の線刻の内容

今回の北島遺跡の調査で検出されたS J 46出土の紡錘車は、上面・下面とも種類は判然としないものの、明らかに花が線刻されている。そして側面にも、明確さに欠けるが植物とおぼしき線刻が、1箇所ないし2箇所観察される。

私見ではあるが、この紡錘車の下面にみられる花の線刻は均整のとれた意匠であり、上面の花も走り描き

したかのような線刻ながら、比較的整っている。側面の植物を描いた線刻で、右側のもの（G～H）は花・茎・葉の各部分が比較的わかり易く表されてはいるものの、上面・下面の線刻に較べてやや雑な印象を受ける。但しこれは、側面という狭い面に線刻したためでもあろうか。

これに対して左側のもの（B～CまたはD）については、植物を描いていると仮定して、上面・下面のものに較べて植物としての表現が稚拙で雑であるといえよう。このことは、図中において右側にあたる植物の線刻と比較してもいえると思われる。線の数が多いがどこからどこまでの線刻が、植物のどの部分を表現しているのか、さらにどういった形状を示しているのかも推測しづらい。

たとえこれが植物ではなく、何か別のものを表現しているとしても、やはり同様のことがいえるのではなかろうか。

この線刻は文様・装飾や文字とも考えにくい。記号よりも絵として考えた方が、可能性が高いと思われたため、その前提の基に検討をしてきた。上面・下面が花で、側面には植物を左側を上に見立てて線刻していることから、この線刻も植物と仮定して各部分を観察した結果植物であると推論するに至った。

植物であるか否かに関わらず、この箇所の線刻については他の花や植物とは異なった印象を受ける。

しかし、稚拙または粗雑であるという印象は、側面のE・Fの部分の線刻についても同様で、記号であるのか文字であるのか判然としないのである。

c 線刻の実例 文字・その他

Dの文字については、資料の収集・整理が間に合わず、ここでは掲載することはできなかった。そのため具体的な点数・内容については言及できないため、現状における印象を私見として述べるにとどめる。

紡錘車の大部分は無紋であり、何らかの線刻があるものの中で最も少ないのがCの絵、次いで少ないのがDの文字、そしてAの文様の順になるのではなかろうか。Bの記号とEのその他については、安易にはには

扱いにくい面がある。

つまり、記号に関してはBのところでは既に述べたように、何を以て記号と判断するか、という問題がある。文字として判読できないため、あるいは現在の我々の眼には文字として映らないものを記号と推定しても、実は文字として線刻されていた可能性が存在する。このため一概に「記号風」な線刻を記号として扱うには、危険性を伴うといえよう。

あるいは逆に、記号として線刻されたものを、無理に文字として「判読」してしまう可能性も否定できない。

Eのその他については、A～Dのいずれとも判断できない線刻を想定したもので、具体例を提示できるには至っていない。本来ならば、無紋・無線刻のもの・線刻をもつものの他に、墨書をもつ紡錘車も扱われるしかるべき問題である。

しかし、小稿で再三再四述べているように準備不足に過ぎるため、線刻をもつ紡錘車のみを対象としている。この範疇で現状において推定できるのは、点数的に多い順に無紋・無線刻→文様→文字→絵（および記号？）であると思われる。

さて話が脇道にそれてしまったが、線刻文字について続けることにしたい。

文字数的には、1～2字のごく短いものから、10字前後に達すると思われるものまでが存在する。複数字にわたる線刻でも、単数または複数の文字が何箇所も記されているものから、内容的に一続きになっているものも存在する。また、両者の混在する例も想定される。

文字の内容としては、残念ながら以下の5点を考え得たにとどまる。

- 1): 吉祥文字
- 2): 地名
- 3): 人名
- 4): 日付（年・月・日）
- 5): その他

順序は逆になるが、まず初めに5)その他について触

れておきたい。線刻された文字のうち、1)～3)いずれとも判断できないものが一括してこの項に含まれてしまうことになる。線刻が1字・2字のみであり、その文字自体の意味は判読もできるものの、その字がその紡錘車に記された意図が分からない、という例が多いといえる。

この分野で成果を上げておられる既述の中沢 悟氏の業績から、群馬県内の資料ではあるがこの点に関連すると思われる主なものを掲げてみたい。但しこれらはいずれも筆者(鈴木)の主観によるものである。

・「下」(前橋市荒子小学校遺跡2・3/8世紀後半)・

「土?」(吉井町矢田遺跡7/8世紀後半)

・「利」(富士見村見眼遺跡/9世紀後半)

・「有」・「合」・「木」または「米」

(前橋市芳賀東部団地1遺跡/9世紀後半)

・「山?」(同2遺跡/時期不明) など

線刻されている文字の各々の意味は分かるが、それぞれの紡錘車における意味が判然としない。しかしこれらの中には、1)～3)に含まれるべきものもあるのかも知れない。さらに、1)～3)のどれかに該当する文字の一部分が線刻されている可能性も否定できないのではなかろうか。

文字数が少なくなれば、そこから得られる情報はより少ないものになってしまう。その限られた文字そのものからの検討も欠かせないが、ある文字情報の一部分のみが記されている可能性も検討する必要があるといえよう。

1)の吉祥文字の範囲については、内容的にめでたい文字や、そうなるようにとの願いを込めたであろう文字も含めて良いと思われる。「大」・「生」・「十」・「秋」・「福」・「美」ほかが知られている。

この点に関しては、5)について述べた事柄と関わってくる問題である。

また、めでたい文字そのものや、願いとはやや異なるが、魔除けの呪文と思われる例も存在するととの考えもある。そしてこの中には中国の文献に出典が求められるものもあるという(註1)。

2)～5)についてはここで述べるだけの準備がない。1)も含めて、これらの幾つかが組み合わせられて用いられた可能性もあるのではなかろうか。

Eのその他については、文様・装飾、記号、絵、文字以外の線刻を指すが、現状においては具体的な例を見出せなかった。しかし、1つの可能性としてここに掲げることにした。

(4) 北島遺跡例についての小結

北島遺跡第14地点のS J 46・59から、線刻をもつ紡錘車が出土をした。しかもS J 46出土の紡錘車は遺存状況も良く、線刻自体も比較的明瞭であった。

そこで、この2点について小考してみたが、いえる事柄はごく僅かでしかなかった。少し箇条書きしてみる。

a 第46号住居跡出土例

1：上面・下面・側面の3面ともに線刻をもつ。

2：上面は一輪の花が描かれているが、特定の花を描いたものであるか否かは不明である。

3：そしてこの上面の線刻は、下面のものに較べてやや粗雑である。

4：下面も一輪の花が描かれており、その形状から観て「蓮」が描かれている可能性が考えられる。

5：そして私見ではあるが、この線刻は丁寧で均整のとれたものである。

6：側面には1ないし2点の植物と、記号または文字風の、独立もしくは半独立の線刻が4点程みられる。

7：これらの線刻には、線の明確なものとあまり明確ではないものが混在する。

8：線刻が摩滅の影響を受けている可能性は低いと思われる。

線刻に明確で太めの線と不明確で細目の線があるのは、ただ単に線刻する際の力の強弱によるのか、あるいは道具の違いであるのか、結論するには至らなかった。

下面に描かれている花については、やはり蓮の可能性が高いのではなかろうか。ややこじつけの感はある

が、第一印象で得た蓮という見解は強まりこそすれ、弱まることはとうとうなかった。

全体的に観ても、部位的に観察しても、蓮が一番可能性が高いと思われる。しかし、もし下面の意匠が蓮であるならば、上面についてはどうであろうか。

上面と下面の意匠についての可能性としては、

ア) 上面＝特定の花（現状では不明）、下面＝特定の花（蓮）

イ) 上面＝花（特定の花ではない）、下面＝特定の花（蓮）

ウ) 上面＝特定の花（現状では不明）、下面＝花（特定の花ではなく蓮に見えるだけ）

エ) 上面＝花（特定の花ではない）、下面＝花（特定の花ではない）

の4組が考えられるが、ウ) の可能性はごく低いものと思われる。根拠の薄いまま、個人的にはア) またはイ) の可能性を考えたい。

下面の意匠が蓮であるとすれば、上面の意匠については不明であるものの、やはり仏教を連想するのではなかろうか。

S J 46は遺構的にも遺物的にも他の住居跡と違いがない。また周辺の遺構や遺物にも、特に際立ったものは検出されていない。まったくこの遺物に対してのみの推測であるが、仏教を意識した意匠であると考えたい。

但し「仏教」とはいつても、仏教のどういった内容をどの程度意識してのものであるかについては、当然のことながら言及することはできない。

b 第59号住居跡出土例

9：上面と側面に線刻をもつ。下面にはないと思わ

れるが、あるいは摩滅して線刻として読みとれない可能性もある。

10：全体的に線刻は不明瞭で、紡錘車として使用されたことによって摩滅していると考えられる。

11：上面は、内周は細くて不明瞭な線刻が残存しているのみで意味不明である。外周は幅広で長楕円形を呈するキズ状の部分がみられる。

12：そしてこのキズ状の部分は、人為的な可能性がある。

13：外周には内周や側面にみられる細い線刻はない。

14：側面には細い線刻の他に、上面外周にみられるキズ状の部分とが混在する。

15：側面の線刻は、1つ1つが独立しているものが多く、文様とは考えにくい。記号であるのか文字であるのかは不明。但しこれらの線刻は、摩滅によって本来の姿を失っている可能性がある。

16：側面にあるキズ状の部分は、側面を区画している可能性が考えられる。

おわりに

今回の調査で検出された2点の線刻をもつ紡錘車について、少し検討してみた。しかし知り得た範囲内では、絵が線刻されている例があまりに少ないため、現状でいえることは実に限られたものになってしまった。S J 46で検出された資料については、下面の花を蓮とみて、そこから単純に仏教との関連を考えた。

類例を待つとともに、北島遺跡例そのものを観察し直し再考してみたい。

(鈴木孝之)

註1 若松良一氏のご教示による。